

第三十八回 参議院内閣委員会議録 第四号

昭和三十六年二月二十一日(火曜日)
午前十時三十一分開会

政府委員
総理府総務長官 藤枝 泉介君
宮内庁次長 爪生 順良君

委員の異動
二月八日委員勝俣稔君、塙見俊二君、
上林忠次君及び高橋衡君辞任につき、
その補欠として木暮武太夫君、迫水久
常君、中野文門君及び大谷藤之助君を
議長において指名した。

二月十四日委員迫水久常君辞任につ
き、その補欠として二見甚鄉君を議長
において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 吉江 勝保君
理事

吉江 勝保君

原子力局長 杠 文吉君

科学技術庁
自治大臣官房長 柴田 譲君

事務局側
常任委員 杉田正三郎君

専門員 石原幹市郎君

村山 道雄君

伊藤 顯道君

山本伊三郎君

木村篤太郎君

下村 定君

中野 文門君

一松 定吉君

千葉 信君

松本治一郎君

辻 政信君

田畠 金光君

小金 義照君

○委員長(吉江勝保君) 次に、去る十
三日予備審査のため本委員会に付託さ
れ、二見甚鄉君が選任されました。

○委員長(吉江勝保君) これより内閣
委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告い
たします。二月八日、勝俣稔君、塙見
俊二君、上林忠次君及び高橋衡君が辞
任され、木暮武太夫君、迫水久常君、
中野文門君及び大谷藤之助君が選任さ
れ、同月十四日、迫水久常君が辞任さ
れ、二見甚郷君が選任されました。

○委員長(吉江勝保君) 次に、去る十
三日予備審査のため本委員会に付託さ
れ、二見甚郷君が選任されました。

○委員長(吉江勝保君) 以上で提案案
の御賛成あらんことをお願いいたしま
す。

本日の会議に付した案件

○皇室經濟法施行法の一部を改正する
法律案(内閣送付、予備審査)

○総理府設置法の一部を改正する法律
案(内閣送付、予備審査)

○公企企業体職員等共済組合法の一
部を改正する法律案(内閣送付、予備審
査)

○原子力委員会設置法の一部を改正す
る法律案(内閣送付、予備審査)

○自治省設置法の一部を改正する法律
案(内閣送付、予備審査)

○委員長(吉江勝保君) これより内閣
委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告い
たします。二月八日、勝俣稔君、塙見
俊二君、上林忠次君及び高橋衡君が辞
任され、木暮武太夫君、迫水久常君、
中野文門君及び大谷藤之助君が選任さ
れ、同月十四日、迫水久常君が辞任さ
れ、二見甚郷君が選任されました。

○委員長(吉江勝保君) 以上で提案案
の御賛成あらんことをお願いいたしま
す。

○委員長(吉江勝保君) 以上で提案案
の御賛成あらんことをお願いいたしま
す。

○委員長(吉江勝保君) 以上で提案案
の御賛成あらんことをお願いいたしま
す。

○委員長(吉江勝保君) 以上で提案案
の御賛成あらんことをお願いいたしま
す。

れました皇室經濟法施行法の一部を改
正する法律案を議題といたします。政
府から提案理由の説明を聽取いたしま
す。

○委員長(吉江勝保君) 次に、昨日予
備審査のため本委員会に付託されまし
た総理府設置法の一部を改正する法律
案を議題といたします。政府から提案
理由の説明を聽取いたします。

○委員長(吉江勝保君) 次に、これ後日に譲ります。

○委員長(吉江勝保君) 次に、これ後日に譲ります。

ういう期日で、どうい日程でというような内容については、委員長理事の打ち合わせでどうことだけつこうだと思うのですが、一応われわれとしては、そういう必要を痛感しているので、そういうふうに取り計らっていただきた。

○委員長(吉江勝保君) 速記をやめますと、「速記中止」

○委員長(吉江勝保君) それでは速記をつけて。

去る八日、本委員会に付託されまし
た公共企業体職員等共済組合法の一部
を改正する法律案を議題といたしま
す。政府から提案理由の説明を聴取い
たします。

○國務大臣(小金義親君) ただいま議
題となりました公共企業体職員等共済
組合法の一部を改正する法律案につき
まして、提案の理由とその概要を御説
明申し上げます。

公共企業体職員等共済組合法は、昭
和三十一年に旧國家公務員共済組合法
として、提案の理由とその概要を御説
明申し上げます。
組合法の一部を改正する法律案につき
まして、提案の理由とその概要を御説
明申し上げます。

軍人または旧軍属の七年未満の実在職
年が恩給の基礎在職年に算入されるこ
ととなりましたので、本法におきまし
て、更新組合員等について当該期間間
を組合員期間に算入する措置をとること
としております。この措置にあわせ
まして、軍人一時恩給の基礎となつた
恩給公務員期間も組合員期間に算入す
ることとし、また、軍人普通恩給の基
礎となつた恩給公務員期間について
は、受給権者の希望により、当該軍人
なら、組合員期間十年以上二十年未
満の組合員が死亡した場合にも、遺族
年金を支給する制度を設けることとし
ております。

第三は、遺族の範囲に關する改正で
ありまして、現行法におきましては、
組合員または組合員であった者の死亡
時に固有の制度として発足したのであり
ますが、その後、昭和三十三年に国家
公務員共済組合法が全部改正になり、
及び恩給法から独立して、三公社社員
に恩給法等の一部改正がありまし
たので、それと関連する規定の改正を
必要とするに至りました。すなわち、
長期給付について、國家公務員共済組
合法の全部改正及び恩給法の一部改正
後のこと等による給付と比較し
ますと、その内容に不均衡を生ずるこ
ととなりましたので、これを合理化す
ため、所要の改正を行なおうとする
ものであります。

次に、この法律案の概要を御説明申
します。第一は、軍人恩給公務員期間の組合
員期間への算入に関する改正であります。
して、恩給法等の一部改正に伴い、昭
和三十五年七月一日から旧軍人、旧準
軍人または旧軍属の七年未満の実在職
年が恩給の基礎在職年に算入されるこ
ととなりましたので、本法におきまし
て、更新組合員等について当該期間間
を組合員期間に算入する措置をとること
としております。この措置にあわせ
まして、軍人一時恩給の基礎となつた
恩給公務員期間も組合員期間に算入す
ることとし、また、軍人普通恩給の基
礎となつた恩給公務員期間について
は、受給権者の希望により、当該軍人
なら、組合員期間十年以上二十年未
満の組合員が死亡した場合にも、遺族
年金を支給する制度を設けることとし
ております。

第二は、國家公務員共済組合法の例に
て、組合員期間十年以上二十年未
満の組合員が死亡した場合にも、遺族
年金を支給する制度を設けることとし
ております。

第三は、遺族の範囲に關する改正で
ありまして、現行法におきましては、
組合員または組合員であった者の死亡
時に固有の制度として発足したのであり
ますが、その後、昭和三十三年に国家
公務員共済組合法が全部改正になり、
及び恩給法から独立して、三公社社員
に恩給法等の一部改正がありまし
たので、それと関連する規定の改正を
必要とするに至りました。すなわち、
长期給付について、國家公務員共済組
合法の全部改正及び恩給法の一部改正
後のこと等による給付と比較し
ますと、その内容に不均衡を生ずるこ
ととなりましたので、これを合理化す
ため、所要の改正を行なおうとする
ものであります。

以上が、この法律案の提案理由とそ
の概要であります。何とぞ、十分御説
明の上、すみやかに御可決下さいま
す。よろしくお願い申し上げます。

○委員長(吉江勝保君) 次に、去る十四
日予備審査のため本委員会に付託さ
れました科学技術会議設置法の一部を
改正する法律案を議題といいたします。
政府から提案理由の説明を聴取いたし
ます。

○國務大臣(池田正之輔君) ただいま
議題となりました科学技術会議設置法
の一部を改正する法律案につきまして
、その提案の理由及び要旨を御説明
申し上げます。

本改正法案は、科学技術会議の議員の
定数を二名増加しようとするものであ
ります。科学技術会議は、科学技術の振
興に資するため、科学技術全般にわたる
施策の総合調整に關し、内閣總理大臣
の諮問に応する機関として、昭和三十
四年に設置せられたものであります。
最近における科学技術の進歩発達は、
まさにめざましく、これによつて、
幾多の新領域が開拓され、あるいは国
政のあらゆる分野に影響を及ぼす等、
科学技術振興の重要性は増加の一途を
たどりつつあります。なかんづく、政
府が経済運営の指針として採択しまし
た所得倍増計画を達成するためにも、
科学技術の振興に格段の力を注がなければ
なりません。このよくな情勢に対
処して、国として総合的な科学技術振
興策を樹立し、これを強力に推進して
おきましては、各界の權威者で構成される原子炉安全審査専門部

て、規定を整備することとしておりま
す。

にくには、極力科学技術会議を活用い
たしまして、その活発な活動を期待す
ることが最も適切であると考えます。
しかしながら、この専門部会は本来
臨時的な性格のものであり、かつ、現
行原子力委員会設置法には、その組織
に関する規定していないのであります。
て、この点に關し、第三十四国会の衆
議院科学技術振興対策特別委員会及び
参議院内閣委員会におきまして、原子
炉安全審査機関を法制化すべきである
旨の附帯決議がなされております。

なきを期しておるのであります。
しかし、この際、科学技術会議を構成
する議員のうち、科学技術に關してす
ぐれた識見を有する議員の数をさらに
二名増員いたしまして、科学技術会議
の機能を強化し、かつ、充実せしめよ
うとするものであります。なお、本改
正法案によりまして、新たに増員され
る二名の議員は、これを非常勤とい
ておきます。

以上、この法律案の要旨について御
説明申し上げます。

○委員長(吉江勝保君) 次に、昨日予
備審査のため本委員会に付託されまし
た原子力委員会設置法の一部を改正す
る法律案を議題といいたします。政府か
ら提案理由の説明を聴取いたします。

○國務大臣(池田正之輔君) ただいま
議題となりました原子力委員会設置法
の一部を改正する法律案について、そ
の提案の理由及び要旨を御説明申し上
げます。

○委員長(吉江勝保君) 次に、昨日予
備審査のため本委員会に付託されまし
たこの審査会は、原子力委員長の指示が
あつた場合において、原子炉にかかる
安全性に関する事項につき調査審議す
るものであります。

まず、原子力委員会に原子炉安全專
門審査会を置くものとし、常置の審査
機関を法律に明記したのであります。
この審査会は、原子力委員長の指示が
あつた場合において、原子炉にかかる
安全性に関する事項につき調査審議す
るものであります。

次に、審査会の組織でありますが、
現在の原子炉安全審査専門部会の運営
の経験に従し、学識経験者及び関係行
政機関の職員のうちから、内閣總理大
臣が任命する審査委員三十名以内で組
織するものといたしておられます。

第三に、審査会の審議は、原子炉の設
置許可の申請及び原子炉施設等の変
更許可の申請がありましたが際に行なわ
れるのが常でありますので、審査委員
は非常勤とし、また学識経験者である
審査委員につきましては、從来の専門
委員とは異なり、任期制をとり、任期を

二年と定め、常置機関である趣旨を明

らかにいたしたのであります。

以上が原子力委員会設置法の一部を

改正する法律案の提案の理由並びに要

旨であります。何とぞ慎重御審議の

上、御賛同あらんことをお願ひいたし

ます。

○委員長(吉江勝保君)

以上で提案理由の説明は終了いたしました。自後の審査は、これを後日に譲ります。

○委員長(吉江勝保君)

次に、去る十三日予備審査のため本委員会に付託されまし

た自治省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から提案理由の説明を聴取いたします。

○国務大臣(安井謙君)

ただいま議題となりました自治省設置法の一部を改

正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

地方財務会計制度調査会は、昭和三

十四年十月設置以来、二十二回に近い会合を重ね、数回の実態調査を行なつて、熱心に調査審議を続けて参りましたが、何分現行地方財務会計制度は明治以来の制度でございまして、根本的な検討を要する点が多く、地方公共団体の多様な実態を十分に把握した上で結論を出す必要があり、そのためには、なお相当の時日を要するのであります。これがため、自治省設置法の一部を改正し、地方財務会計制度調査会の設置期限を明年三月末まで一年間延期しようとします。

以上が、自治省設置法の一部を改正する法律案の提案の理由であります。何とぞ慎重御審議の上、御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(吉江勝保君)

以上で提案理由の説明は終了いたしました。自後の審査は、これを後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十八分散会

二月八日本委員会に左の案件を付託された。

一、公共企業体職員等共済組合法の一

部を改正する法律案

二、公共企業体職員等共済組合法の一

部を改正する法律案

三、公共企業体職員等共済組合法の

一部を改正する法律案

四、公共企業体職員等共済組合法の

一部を改正する法律案

五、子又は孫で別表第四に掲げる

部を次のよろに改正する。

六、組合員期間十年以上二十年未満

の更新組合員が死亡した場合にお

けるその者の遺族に対する遺族年

金の年額は、第五十八条第二項第

二号の規定にかかわらず、同号の

規定により算定した遺族年金の年

額に相当する金額から、当該更新

組合員に係る前条第一項各号に掲

げる期間につき、第一項の規定の

例により算定した減算すべき金額

の二分の一に相当する金額を減じた金額とする。

七、組合員期間二十年未満に、

「前項」を「第二項」に、「同順位者か

ら申請があつたとき」を「同順位者が

あるとき」に、「次順位者から申請があつたとき」を「同順位者がないとき」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の項を加える。

夫、父母又は祖父母に対する遺

族年金は、その者が五十五歳に達するまでは、その支給を停止す

る。ただし、別表第四に掲げる程

度の廃疾の状態にある場合には、

その状態にある間は、この限りでない。

第八十三条第七項中「第四項」を

「第五項」に改める。

第八十六条の次に次の一条を加え

(支払事務の委託)

第八十六条の二、組合は、政令で定めるところにより、長期給付の支

払に関する事務を郵政大臣に委託することができる。

附則第五条第一項第一号イを次の

ように改め、同号ハ中「軍人恩給」を

「普通恩給」とする。

附則第六条に次の二項を加える。

「普通恩給である軍人恩給」に改め

ることができる。

第十一条 組合員期間二十年未満の更

新組合員で施行日の前日に恩給公

務員でなかつたものが退職した場

合において、附則第四条第三項本

条の規定を適用しないとしたなら

ば恩給に関する法令の規定による

規定により普通恩給を除く。

附則第二十六条第一項前段中「附

則第五条、第六条、第八条、第九条、

第十一条から第十八条まで」を「附

則第五条から第十九条まで」に改

め、同項後段を次のように改め、同

項の表及び同条第二項後段を削る。

この場合において、これらの規

定中「施行日」とあるのは「転入し

た日」と、附則第五条第一項第四号及び第十一項第二号から第五号までの規定中「職員」並びに同項第一号中「職員であつた期間及びその前又は後に引き続く職員以外の国家公務員」とあるのはそれぞれ「職員又は国家公務員」と読むべきものとする。

附 則 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(遺族に関する経過措置)

第二条 改正後の公共企業本職員等共済組合法(以下「新法」という。)

この法律の施行前に給付事由が生じた遺族年金についても、適用する。ただし、新法の規定による遺族年金の支給を受けるべき者は改正前の公共企業本職員等共済組合法(以下「旧法」という。)の規定によりこの法律の施行前に給付事由が生じた遺族年金についても、適用する。

ただし、新法の規定によりこの法律の施行前に給付事由が生じた遺族年金についても、適用するべき者は改正前の公共企業本職員等共済組合法(以下「旧法」という。)の規定によりこの法律の施行前に給付事由が生じた遺族年金についても、適用する。

2 この法律の施行前に旧法の規定によりこの法律の施行前に給付事由が生じた遺族年金の支給を受けるべき者は改正前の公共企業本職員等共済組合法(以下「新法」という。)の規定によりこの法律の施行前に給付事由が生じた遺族年金の支給を受けるべき遺族に該当する者を除く。)

3 前項の場合は、新たに新法の規定により当該遺族年金の支給を受けるべき遺族となつた者は、当該遺族年金を受けるべき者とみなす。前項の場合においては、新たに新法の規定により当該遺族年金の支給を受けるべき者が二人以上あるときは、その全員が旧法第六十条第一項各号の一に該当するに至るまでは、当該遺族年金の支給を受けることができる。

3 前項の場合は、新たに新法の規定により当該遺族年金の支給を受けるべき者が二人以上あるときは、その全員が旧法第六十条第一項各号の一に該当するに至るまでは、当該遺族年金の支給を受けることができる。

3 新法附則第十六条第二項及び第三項の規定は、前二項の場合について準用する。この場合においては、新法附則第十三条第二項及び第三項中「更新組合員であつた者」とあるのは「更新組合員であつた者又は更新組合員であつた者の遺族」と、「その時まで」とあるのは「公共企業本職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第二号)の施行日の前の前日まで」と、「退職年金若しくは減額退職年金」及び「退職年金又は減額退職年金」とあるのは「年金である給付」と、「退職一時金」とあるいは「一時金である給付」と読み替えるものとする。

3 第一項各号に掲げる期間を有する更新組合員等がこの法律の施行前に退職し又は死亡した場合には、昭和三十五年七月分以後について、その期間を組合員期間に算入してその年額を改定する。

3 第一項及び前項の規定は、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第二百五十五号)附則第二十四条の四第二項各号に掲げる者は、第一項の場合について準用する。この場合においては、新法附則第十六条第三項の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、新法附則第十六条第三項中「退職一時金」とあるのは「一時金である給付」と、

新組合員については、なお従前の例による。

(更新組合員に関する経過措置)

2 この法律の施行前に給付事由が生じた遺族一時金(前項に規定するものを除く。)に係る遺族の範囲及び順位については、なお従前の例による。

2 前項第一項又は第三項の規定の適用を受ける更新組合員等であつた者の当該組合員期間に算入される旧国家公務員共済組合法の長期組合員であつた期間のうちに、前条第一項第一号に掲げる期間がある場合は、その期間につき、この法律の施行の日において、その者又はその遺族に一時金を支給する。ただし、その者又はその遺族が新法附則第二十条第一項の規定による申出をした場合において、当該旧国家公務員共済組合法の規定による退職年金を受ける権利の基礎となつていて期間については、この限りでない。

3 新法附則第十八条第三項から第五項までの規定は、前二項の一時金について準用する。ただし、その金額の算定は、昭和三十五年六月三十日(その日前に退職し又は死亡した更新組合員等であつた者に係る場合は、その退職又は死亡の

組合員期間に算入して、これらの規定による退職年金を支給する者に退職年金又は遺族年金を支給する。

第七条 この法律の施行の際現に更新組合員等である者(旧国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号))の規定による退職年金を受ける権利を有する者を除く。)の当該組合員期間に算入される同法の長期組合員であつた期間(控除期間を除く。以下この条において同じ。)のうちに、前条第一項第一号に掲げる期間がある場合は、その期間につき、この法律の施行の日において、その者に一時金を支給する。

2 前項各号に掲げる恩給公務員期間には、普通恩給である軍人恩給(以下「軍人普通恩給」という。)又はこれに係る扶助料(以下「軍人扶助料」という。)を受ける権利の基礎となつている恩給公務員期間を含まないものとする。

2 前項各号に掲げる期間を有する更新組合員等がこの法律の施行前に退職し又は死亡した場合には、昭和三十五年七月分以後について、その期間を組合員期間に算入してその年額を改定する。

(従前の給付に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前に給付事由が生じた給付については、この附則に特別の定めがあるものを除き、なお従前の例による。

(組合員期間の計算に関する特例)

第六条 この法律の施行前に退職し又は死亡した更新組合員及び転入組合員(以下「更新組合員等」といふ。)について、次の期間を組合員期間に算入して旧法の規定を適用するとしたならばその者又はその遺族に退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなる場合は、昭和三十五年七月一日からその期間を

日における俸給日額を基礎として行なうものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、他の法律の規定により、これらの規定による「時金に相当する給付」を受けるべき者及びその遺族については、適用しない。

(軍人普通恩給等の受給権の放棄)

第八条 軍人普通恩給を受ける権利を有する更新組合員等若しくは更新組合員等であつた者又は更新組合員等であつた者の遺族で当該軍人普通恩給に係る軍人扶助料を受けた権利を有するものが、総理府令で定めるとともに、昭和三十六年六月三十日までに当該軍人普通恩給又は軍人扶助料を受ける権利を有するものが、総理府令で定めるとともに、昭和三十六年六月三十日までに当該軍人普通恩給又は軍人扶助料を受ける権利は、昭和三十五年六月三十日において消滅したものとみなす。

2 前項の申出をした更新組合員等であつた者及び同項の申出をした遺族に係る更新組合員等であつた者は、旧法の長期給付に関する規定の適用については、その退職又は死亡の時においてすでに当該軍人普通恩給を受ける権利を有しなかつたものとみなす。

3 新法附則第十六条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、新法附則第十六条第二項及び第三項中「更新組合員であつた者」とあるのは、「更新組合員等であつた者又は更新組合員等であつた者の遺族」と、「その時まで」とあるのは「昭和三十五年六月三十日まで」

と、「退職年金、減額退職年金」、

及び「退職年金若しくは減額退職年金」とあるのは「年金である給付」と、「退職時金」とあるのは「時金である給付」と読み替えるものとする。

4

第一項の申出をした者の当該軍人普通恩給又は軍人扶助料を受ける権利の基礎となつて期間について、新法附則第十八条第一条第一項(新法附則第二十六条第一項において準用する場合を含む)並びに前条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

(費用の負担等)

第九条 附則第四条及び第六条からの追加費用は、公共企業体が負担する。

2 附則第三条第一項、第四条第二項、第六条第一項並びに第七条第一項及び第二項の規定による給付は、新法の規定の適用について、新法の規定による組合の給付とみなす。

(郵政省設置法の一部改正)

第十条 郵政省設置法(昭和二十二年法律第二百四十四号)の一部を次のように改定する。

二 日本電信電話公社、国際電

信電話株式会社、日本放送協会、國家公務員共済組合連合会、専売共済組合、国鉄共済組合又は日本電信電話公社共済組合から委託された業務

第九条第十号を次のように改め

第三二六号 昭和三十六年一月二十日受理

第三四〇号 昭和三十六年一月三十日受理

建設省に建設局設置の請願

請願者 東京都中央区西八丁堀二ノ一六社団法人全国建設業協会 大林芳郎

外地引揚公務員の外地勤務期間を退職手当算定期限に通算するの請願

請願者 永吉 久留貢雄外四十名

紹介議員 光村 甚助君

紹介議員 小沢久太郎君

国家公務員等退職手当の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第六百六十四号)同退職手当施行令の一部改正(昭和三十四年政令第二百八号)により、引揚者の外地在職期間が十年以上十五年未満は六十日、十五年以上の場合は三百四十日を所定期間にそれぞれ加えた期間内に就職できた者は外地の勤務期間を通算される措置がとられたことは喜びにたえないが、連合軍の命令により

一方的に退職せしめられ、国の都合によつて受け入れも遅れた者には、離職期間の長短にかかわらず、前後を通算することに本法の改正を実現せられたいとの請願。

二月十日本委員会に左の案件を付託された。

一、外地引揚公務員の外地勤務期間を退職手当算定期限に通算するの請願(第三二六号)

一、退職公務員の恩給等改定に関する請願(第三三五号)

一、建設省に建設局設置の請願(第三三五号)

第三三五号 昭和三十六年一月三十日受理

退職公務員の恩給等改定に関する請願

請願者 高知県高岡郡仁淀村大野豊外十九名

第三三五号 昭和三十六年一月三十日受理

傷病者の増加恩給等是正に関する請願

請願者 第三三五号(第三五一号)(第三三八号)

一、軍人恩給の加算制復元に関する請願(第三三八号)(第三五一号)

一、金手帳年金等復活に関する請願(第三三五号)

請願者 紹介議員 寺尾 豊君

第三三五号 昭和三十六年一月三十日受理

退職公務員の恩給等改定に関する請願

請願者 高知県高岡郡仁淀村大野豊外十九名

第三三五号 昭和三十六年一月三十日受理

傷病者の増加恩給等是正に関する請願

請願者 第三四九号(第三三五号)

一、恩給法の一部改正に関する請願(第三三四九号)

請願者 第三四九号(第三三五号)

傷病者の増加恩給等是正に関する請願

請願者 京都市東山区大和大路 五条下 清水藤吉	紹介議員 井上 清一君	紹介議員 高橋 衡君	恩給法の一部改正に関する請願
紹介議員 大野木秀次郎君			請願者 兵庫県出石郡但東町東里九八 下中繁夫
現行恩給法中、傷病恩給に関しては、他の恩給に比し大きな不均衡のまま放置されており、特に等差裁定基準の根本的は正が行なわれていなければなりません。年額、間差及び家族加給等について、第二十八回及び第三十一回国会では付帶決議が付されているように、未解決な問題点が残されているから、(一)第一項症の増加恩給の年額を二十万一千円とすること、(二)間差を旧法の間差には正すること、(三)家族加給は一人四千八百円を現在員に支給し、傷病年金受給者に対して文官と同様家族加給を支給すること、(四)裁定基準を是正するため、恩給法別表第一号表の二及び三を改正すること、(五)恩給法附則第二十二条による賜金受給者の以後重症の請求権を認めることは正を図られたいとの請願。	第三五〇号 昭和三十六年一月三十日受理	第三五〇号 昭和三十六年一月三十日受理	この請願の趣旨は、第三四九号と同じである。
請願者 東京都港区麻布本村町一〇三全国功友連盟内 中村又一外三名	紹介議員 小林 英三君	紹介議員 下村 定君	紹介議員 青田源太郎君
金し勲章年金等復活に関する請願	金し勲章年金及び同賜金の復活については国会ごとに請願を続けてきたのであるが、いまだになんらの措置もこれら放置されていることは、まことに遺憾にたえないから、(一)栄典法と切離し既得財産権の国家補償とすること、(二)金し勲章年金及び同賜金は同一質同性格であるから同時待遇とすること、(三)すみやかに処理解決を急ぎ必ず昭和三十六年度に実現すること等の措置を講ぜられたいとの請願。	多年にわたつてその実現を怠願してきた。軍人恩給の加算制復元問題は、去る第三十四回国会において、議員立法として衆議院に提出されたが、審議に至らず廃案となつたことは極めて遺憾であるから、今国会において、これを法制化し、その一部だけでも本年度から実施して、七十五万人に及ぶ不幸な旧下級軍人に既裁定者と同様の恩典を与えるよう措置せられたいとの請願。	この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。
第三六八号 昭和三十六年一月三十日受理	第三五一号 昭和三十六年一月三十日受理	第三五一号 昭和三十六年一月三十日受理	この請願の趣旨は、第三四九号と同じである。
傷病者の増加恩給等是正に関する請願 請願者 長崎県南高来郡有家町大苑一、五七九ノ二紹介議員 藤野 繁雄君	金し勲章年金等復活に関する請願 請願者 鹿児島県薩摩郡入来町副田六、八〇八 筱淵影正紹介議員 西郷吉之助君	金し勲章年金等復活に関する請願 請願者 鹿児島県薩摩郡入来町副田六、八〇八 筱淵影正紹介議員 西郷吉之助君	この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。
この請願の趣旨は、第三四九号と同じである。	この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。
第三八〇号 昭和三十六年一月三十日受理	第三八二号 昭和三十六年一月三十日受理	第三八二号 昭和三十六年一月三十日受理	この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。
傷病者の増加恩給等是正に関する請願 請願者 福井県坂井郡金津町伊井全國功友連盟福井県支部内 近藤治吉外一	金し勲章年金等復活に関する請願 請願者 福井県坂井郡金津町伊井全國功友連盟福井県支部内 近藤治吉外一	金し勲章年金等復活に関する請願 請願者 福井県坂井郡金津町伊井全國功友連盟福井県支部内 近藤治吉外一	この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。
請願者 京都市北区紫竹西南町六七〇四 佐藤長治郎	名	第三六八号 昭和三十六年一月三十日受理	第三六八号 昭和三十六年一月三十日受理
第三六八号 昭和三十六年一月三十日受理	第三六八号 昭和三十六年一月三十日受理	第三六八号 昭和三十六年一月三十日受理	この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。
紹介議員 高橋 衡君	紹介議員 青田源太郎君	紹介議員 高橋 衡君	この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。
請願者 兵庫県出石郡但東町東里九八 下中繁夫	紹介議員 青田源太郎君	紹介議員 高橋 衡君	この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。
第七条中「五千万円」を「五千八百円」に改める。	第八条中「三百万円」を「四百二十万円」に改める。	第七条中「五千万円」を「五千八百円」に改める。	第七条中「五千万円」を「五千八百円」に改める。
第八条中「三百万円」を「四百二十万円」に改める。	第八条中「三百万円」を「四百二十万円」に改める。	第八条中「三百万円」を「四百二十万円」に改める。	第八条中「三百万円」を「四百二十万円」に改める。
附 则	附 则	附 则	附 则
この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。	この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。	この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。	この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。
法律第百十三号の一部を次のよう	法律第百十三号の一部を次のよう	法律第百十三号の一部を次のよう	法律第百十三号の一部を次のよう
に改正する。	に改正する。	に改正する。	に改正する。
科学技術会議設置法(昭和二十二年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。	科学技術会議設置法(昭和二十二年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。	科学技術会議設置法(昭和二十二年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。	科学技術会議設置法(昭和二十二年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。
附 则	附 则	附 则	附 则
この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。	この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。	この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。	この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。
この法律は、公布の日から施行す	この法律は、公布の日から施行す	この法律は、公布の日から施行す	この法律は、公布の日から施行す
る。	る。	る。	る。
この法律は、公布の日から施行す	この法律は、公布の日から施行す	この法律は、公布の日から施行す	この法律は、公布の日から施行す
る。	る。	る。	る。
皇室経済法施行法の一部を改正す	皇室経済法施行法の一部を改正す	皇室経済法施行法の一部を改正す	皇室経済法施行法の一部を改正す
る法律案	る法律案	る法律案	る法律案
する法律	する法律	する法律	する法律

二月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、外地引揚公務員の外地勤務期間

を退職手当算定基礎年限に通算す

る等の請願(第四五六号)

一、金し勲章年金等復活に関する請

願(第四七六号)

一、同一市内の学校教職員給与の不

均衡は正に関する請願(第四八五

号)

一、米軍板付基地の爆音影響総合調

査に關する請願(第五〇六号)

手当算定基礎年限に通算する等の請

願

第四五六号 昭和三十六年二月四日
受理 外地引揚公務員の外地勤務期間を退職
査に關する請願(第五〇六号)

請願者 東京都新宿区袋町一〇
日本教職員団体連合会

紹介議員 内田耕 光治君
外國官公署所属職員等に対して、本邦

以外の地にあつたものが引揚げ後再就職した場合の退職手当については特例を認められ、引き揚げ当時の困難な事情について深い考慮が払われていることは感謝に堪えないところであるが、終戦の混乱、困難時に自己の意志に反つた者に対する措置としてはまだ多くの未解決な問題を残しているから、(一)退職手当計算年の身分継続の期間を延長すること、(二)「他に就職することなく」という条件を諸規定中より抹消すること、(三)引揚げ当時に支給された退職金相当のものをもつて最終退職金計算における計算金に不利益を与えないよう措置すること、(四)満州

開拓義勇団指導員であつた者を外国政府職員として取り扱われること等の措置を講ぜられたいとの請願。

請願者 鹿児島県揖宿郡山川町新生町八七 内田賢七
金し勲章年金等復活に關する請願

請願者 新生町八七 内田賢七
金し勲章年金等復活に関する請願

請願者 鹿児島県揖宿郡山川町新生町八七 内田賢七
金し勲章年金等復活に関する請願

昭和三十六年二月二十三日印刷

昭和三十六年二月二十四日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局